

1 相談の窓口

○横手市にお住まいの市民の障がい福祉に関する相談・手続きの窓口です。

名 称	内 容
横手市役所	障がい福祉に関する相談や手続きを行っています。
相談・手続き時間 各地域局とも 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体・知的・精神に障がいのある方の総合相談 ・ 障がい者手帳の申請 ・ 特別障害者手当・障害児福祉手当等の申請 ・ 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)の申請 ・ 補装具費の申請 ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービス等の申請 ・ 地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業等)の申請
市 民 福 祉 部 社 会 福 祉 課	市民福祉部 社会福祉課 住所 〒013-8601横手市中央町8番2号 本庁舎4階 電話 0182-35-2132 FAX 0182-32-9709
ま る ご と 福 祉 課 (※受付のみとなります。相談は 社会福祉課へご連絡ください)	市民福祉部 まるごと福祉課 1階福祉総合窓口 住所 〒013-8601横手市中央町8番2号 本庁舎1階
ま ち づ くり 推 進 部 増 田 市 民 サ ー ビ ス 課	まちづくり推進部 増田市民サービス課 住所 〒013-0792横手市増田町増田字土肥館173番地 電話 0182-45-5514 FAX 0182-45-5563
ま ち づ くり 推 進 部 平 鹿 市 民 サ ー ビ ス 課	まちづくり推進部 平鹿市民サービス課 住所 〒013-0105横手市平鹿町浅舞字覚町後138番地 電話 0182-24-1114 FAX 0182-24-3087
ま ち づ くり 推 進 部 雄 物 川 市 民 サ ー ビ ス 課	まちづくり推進部 雄物川市民サービス課 住所 〒013-0205横手市雄物川町今宿字鳴田1番地 電話 0182-22-2157 FAX 0182-22-2184
ま ち づ くり 推 進 部 大 森 市 民 サ ー ビ ス 課	まちづくり推進部 大森市民サービス課 住所 〒013-0514横手市大森町字大中島268番地 電話 0182-26-2115 FAX 0182-26-3894
ま ち づ くり 推 進 部 十 文 字 市 民 サ ー ビ ス 課	まちづくり推進部 十文字市民サービス課 住所 〒019-0529横手市十文字町字海道下12番地5 電話 0182-42-5114 FAX 0182-42-3672
ま ち づ くり 推 進 部 山 内 市 民 サ ー ビ ス 課	まちづくり推進部 山内市民サービス課 住所 〒019-1108横手市山内土淵字二瀬8番地4 電話 0182-53-2933 FAX 0182-53-2155
ま ち づ くり 推 進 部 大 雄 市 民 サ ー ビ ス 課	まちづくり推進部 大雄市民サービス課 住所 〒013-0461横手市大雄字三村東18番地 電話 0182-52-3905 FAX 0182-52-3925

横手市障がい者
基幹相談支援センター

障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活できるよう、福祉に関する問題について、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家が相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービス等の利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行っています。

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後4時30分

住所 〒013-0035 横手市平和町3番30号

よねやMGビル 1F 102、103号室

(社会医療法人 興生会

地域活動支援センターのぞみ 内)

電話 0182-35-5781 FAX 0182-35-5782

e-mail ikan-nozomi@kohseikai.com

よこてししょう しやきかんそうだんしえん
横手市障がい者基幹相談支援センター

お気軽にご相談ください
☎ **0182-35-5781**
受付時間：月～金 9時～16時30分

相談無料

障がいのある方やそのご家族が、
住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活できるよう支援します。

たとえばこんな時…
・障害年金の申請
・ヘルパーさんに来てもらうにはどうしたら？
・施設から出て地域生活をしてみたい
・どんな福祉サービスがあるの？

どんな人が相談するの？

横手市内にお住いの障がいのある方やそのご家族が対象です。
電話や来所、スタッフの訪問による相談ができます。
相談内容については、秘密を守りますので安心してください

〒013-0035 横手市平和町3-30 よねやMGビル1F
社会医療法人 興生会 地域生活支援センターのぞみ 内

よこてししょう しやきかんそうだんしえん
横手市障がい者基幹相談支援センター 役割のイメージ

総合相談・専門相談
・障がいに関する全ての相談窓口です
・相談支援事業所への後方支援を行います

権利擁護・虐待防止
・障がいのある人の権利擁護を進めます
・虐待防止の相談や通報も受け付けます

地域移行・地域定着
・「通院したい」「通所したい」を実現するための体制づくりを行います

社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員など

地域の関係機関ネットワーク化

横手市自立支援協議会、関係機関

まずは基幹相談支援センターでうかがい、その後、必要なサービスなどについていきます。

相談支援
・障がいの種別(身体・知的・精神・発達等)に関わらず無料で相談を受け付けます
・地域のワンストップ(一か所でお答え出来る)相談窓口
・障がいの就労・医療・住居・教育のことについて相談の受付

地域の相談支援の強化
・相談支援事業所に対する支援
・研修会の企画・運営など相談支援事業者のサポート
・関係機関との連携体制の強化


障がい者権利擁護に関する相談
・成年後見制度の利用支援
・横手市虐待防止センターと連携し、虐待防止のための啓発活動や研修会の取り組み

横手市自立支援協議会の運営
・横手市自立支援協議会専門部会の事務局
・委員会への出席

地域移行・地域定着の促進
・障がい者支援施設、精神科病院への地域移行入居した普及活動
・地域生活体制整備のコーディネート

<p>社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 本部 住所 〒013-0072 横手市卸町5番10号 卸町ビル2階 電話 0182-36-5377 FAX 0182-36-5388</p>	<p>誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し地域福祉活動の推進を行っています。 「無料法律相談所」 ※開催日は本部にお問合せください。 日時:毎月1回 午前10時～正午 場所:本部 卸センター内クリエーションルーム ☆ <u>3日前までに電話での事前予約が必要です</u></p> <p>横手福祉センター 住所 横手市卸町5番10号 卸町ビル2階 電話 0182-33-8668 FAX 0182-33-8778</p> <p>増田福祉センター 住所 横手市増田町増田字土肥館173番地 電話 0182-45-4848 FAX 0182-44-7867</p> <p>平鹿福祉センター 住所 横手市平鹿町浅舞字蔭沼289番地 電話 0182-24-3283 FAX 0182-24-3286</p> <p>雄物川福祉センター 住所 横手市雄物川町今宿字鳴田1番地 電話 0182-56-2072 FAX 0182-23-1817</p> <p>大森福祉センター 住所 横手市大森町字大中島268番地 電話 0182-26-3274 FAX 0182-26-4547</p> <p>十文字福祉センター 住所 横手市十文字町梨木字御休ノ上29番地 電話 0182-42-5858 FAX 0182-42-4577</p> <p>山内福祉センター 住所 横手市山内土淵字鶴ヶ池31番地3 電話 0182-53-3009 FAX 0182-53-3024</p> <p>大雄福祉センター 住所 横手市大雄字大関310番地 電話 0182-52-3311 FAX 0182-52-3444</p>
<p>平鹿地域振興局 福祉環境部 (横手保健所)</p>	<p>特定疾患(原因不明の難病のうち特定の病気)、精神保健などについて総合的な相談を行っています。 ・ 特定疾患や精神保健に関する相談 相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 住所 〒013-0033 横手市旭川一丁目3番46号 電話 0182-32-4006 FAX 0182-32-3389</p>

秋田県南児童相談所	<p>18歳未満の児童に関するあらゆる問題についての相談に応じ必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。</p> <p>住所 〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号 (平鹿地域振興局福祉環境部)</p> <p>電話 0182-32-0500</p>
秋田県子ども・女性・障害者相談センター (旧秋田県福祉相談センター)	<p>身体・知的・精神に障がいのある方、高齢者、児童、女性の方の福祉及び健康等に関することなど福祉全般の相談を行っています。</p> <p>相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土日祝日 午前10時～午後6時30分</p> <p>住所 〒010-0864 秋田市手形住吉町3番6号</p> <p>相談専門電話(代表) 018-831-2940 電話 018-831-2301 FAX 018-831-2306</p>
秋田県精神保健福祉センター	<p>精神保健の相談、アルコール、薬物などに関する相談を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こころの電話(心の健康に関する電話相談) <p>相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 土日祝日 午前10時～午後4時</p> <p>電話番号 018-831-3939</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あきたいのちのケアセンター (自殺予防・自死遺族に関する電話相談) <p>利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 土日祝日 午前10時～午後4時</p> <p>電話番号 0120-735256(相談無料)</p> <p>住所 〒010-0864 秋田市手形住吉町3番6号 電話 018-831-3946 FAX 018-831-2306</p>
秋田県立医療療育センター	<p>障がい(肢体不自由、難聴、知的障がい)のある児童の療育相談・療育支援を行っています。</p> <p>住所 〒010-1409 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号</p> <p>電話 代表番号 018-826-2401 予約専用(外来診療など) 018-826-8029 総合相談・医療療育連携室 018-826-8031 FAX 018-826-2407</p>

<p>秋 田 県 医 療 的 ケ ア 児 支 援 セ ン タ ー 『 コ ラ ソ ン 』</p>	<p>日常的に医療的なケアを必要とするお子さんとご家族が、地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターと専門的な知識をもった看護師が関係機関と連携し、支援を行っています。</p> <p>受付時間 月～金曜日 午前10時～午後3時</p> <p>住所 〒010-1409 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号 (秋田県立医療療育センター 内)</p> <p>電話 018-827-5730</p>
<p>障 害 児 発 達 支 援 事 業 阿 桜 園</p> 	<p>在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児及びその保護者を対象に、地域での生活を支えるため、訪問指導、外来指導などにより療育に関する相談を行っています。</p> <p>住所 〒013-0064 横手市赤坂字仁坂105番地</p> <p>電話 0182-32-6085 FAX 0182-32-7359</p>
<p>発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー — ふきのとう秋田 —</p>	<p>社会福祉士や臨床心理士などの専門家が、自閉症など発達障がいについて相談に応じ、支援を行っています。</p> <p>住所 〒010-1409 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号</p> <p>電話 018-826-8030 FAX 018-826-2414</p>
<p>横 手 公 共 職 業 安 定 所</p>	<p>障がいのある方の就職に関しての登録、相談、職業訓練施設の利用斡旋等を行っています。</p> <p>住所 〒013-0033 横手市旭川一丁目2番26号</p> <p>電話 0182-32-1165 FAX 0182-32-8048</p>
<p>ネ ッ ト 横 手 障 害 者 就 業 ・ 生 活 支 援 セ ン タ ー (社 会 福 祉 法 人 慈 泉 会)</p>	<p>秋田県及び秋田労働局から委託を受け、身体・知的・精神に障がいのある方からの相談に応じ、就労や生活の一体的な支援を行っています。</p> <p>相談時間 月～金曜日 午前9時～午後3時</p> <p>本部(サンワーク・ネット横手内)</p> <p>住所 〒013-0068 横手市梅の木町8番5号</p> <p>電話 0182-23-6281 FAX 0182-23-6282</p>
<p>複 合 施 設 ぱ あ と な あ 湯 沢 雄 勝 障 害 者 雇 用 サ ポ ー ト セ ン タ ー</p>	<p>求職活動中や在職中の障がいのある方が抱える課題に応じ、雇用・福祉の関係機関と連携して、就業面と生活面の一体的な支援を行っています。</p> <p>住所 〒012-0036 湯沢市両神15番地1</p> <p>電話 0183-72-8107 FAX 0183-72-8108</p>
<p>秋 田 県 障 害 者 職 業 セ ン タ ー</p>	<p>障がいのある方に、職業についての相談、職業能力の評価、就職後の支援や事業主支援などを行っています。</p> <p>住所 〒010-0944 秋田市川尻若葉4番48号</p> <p>電話 018-864-3608 FAX 018-864-3609</p>

秋田県聴覚障害者支援センター	聞こえに障がいをお持ちの方などへの相談事業、情報やコミュニケーション支援の拠点施設として支援を行っています。 住所 〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館5階・6階 電話 018-874-8113 FAX 018-862-1820
障 害 者 1 1 0 番	生命や身体に対する危害、財産、相続、金融、消費、契約、雇用や勤務条件など権利擁護に係る相談を無料で受付しています。 相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 弁護士による専門相談(予約が必要) 毎月第3火曜日 午後1時～午後3時 住所 〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県障害者社会参加推進センター 電話 018-863-1290 FAX 018-863-1296

○計画相談支援事業所

計画相談支援事業所は、障がい福祉サービスについて

- ① 申請前の相談に応じます。
- ② 申請するときの支援をします。
- ③ 実際にサービスを受けるときに、「サービス等利用計画」を作ります。
- ④ サービスを提供している事業者と連絡調整をします。



横手市内の計画相談事業所は、次の8事業所です。

社会医療法人 興生会 地域生活支援センターのぞみ	住所 〒013-0035 横手市平和町3番30号 よねやMGビル 1F 102、103号室 電話 0182-35-5781 FAX 0182-35-5782 相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 阿桜園	住所 〒013-0064 横手市赤坂字仁坂105番地 電話 0182-32-6085 FAX 0182-32-7359 相談時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
社会福祉法人 ファミリーケアサービス 障害者支援施設ひまわり社	住所 〒013-0044 横手市横山町3番12号 電話 0182-23-9310 FAX 0182-33-5353 相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
合同会社 Goya ケアサポートたんせ	住所 〒013-0001 横手市杉沢字鶴谷地106番地2 電話 0182-33-2551 FAX 0182-38-8170 相談時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
一般社団法人 よこて地域研究会 障がい福祉センターぷらん	住所 〒013-0063 横手市婦気大堤字婦気前235番地6 電話 0182-23-5861 FAX 0182-23-5862 相談時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

社会福祉法人 慈泉会 相談支援事業所 あいなび	住所 〒013-0068 横手市梅の木町8番5号 電話 0182-23-8418 FAX 0182-23-8628 相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
合同会社 福祉のパートナー なでしこ 相談支援事業所 なでしこ	住所 〒013-0521 横手市大森町字大森47番地 電話 0182-23-6505 FAX 0182-23-6323 相談時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
合同会社 ももの花 相談支援事業所 ももの花	住所 〒019-0701 横手市増田町増田字上川原18番地1 電話 0182-23-5440 FAX 0182-23-7035 相談時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

2 障がい者の手帳

① 身体障害者手帳

秋田県知事が交付する、身体に障がいのある方がいろいろな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級まであります。

対 象 者	視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸機能、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいのある方
提 出 先	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
手 続 き	1 所定の診断書を市から受領し、担当医師に診断書作成依頼してください。 2 診断書作成後、下記を参照に必要なものを持参ください。

手 続 き の 種 類		写 真	診 断 書	手 帳	マイナンバー
初めて交付申請をするとき		1枚	○		○
再 交 付	障がいの程度が変わったとき	1枚	○	○	○
	障がいが増加になったとき				
	有期認定のとき	1枚	○	○	○
	手帳を紛失したとき	1枚			○
変 更	手帳を破損したとき	1枚		○	○
	住所が変わったとき			○	○
	氏名が変わったとき			○	○
死亡、障がいに該当しなくなったとき				○	○
※ 写真 たて4cm×よこ3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの ※ 診断書 所定の身体障がい者診断書(各地域局に備え付け)で県が指定した医師が作成したもの(診断書は記載されてから3ヶ月以内のものに限る) ※ 市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。					

② 療育手帳

秋田県知事が交付する、知的障がいのある方がいろいろな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によりA(最重度・重度)またはB(中度・軽度)があります。

対 象 者	知的障がいのある方
提 出 先	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
手 続 き	1 下記を参照に必要なものを持参してください。 2 提出の際に身体、生活状況等についてお伺いします。

手 続 き の 種 類	写 真	手 帳	マイナンバー
初めて交付申請をするとき	1枚		○
再判定 ・ 次期判定年月が近づいたとき ・ 程度が著しく変わったと思われるとき	1枚	○	○
再交付	手帳を紛失したとき	1枚	○
	手帳を破損したとき	1枚	○
変更	住所が変わったとき		○
	氏名が変わったとき		○
返還	死亡、障がいに該当しなくなったとき		○

※ 写真(たて4cm×よこ3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの)
 ※ 市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。
 ※ 申請時の年齢が18歳以上の場合、母子健康手帳等の写しまたは学校の成績表等の写しが必要です。

③ 精神障害者保健福祉手帳

秋田県知事が交付する、精神疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級まであります。

対 象 者	精神の疾患によりに日常生活や社会生活に制約のある方
提 出 先	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
手 続 き	1 障害者年金を受給していない方は、担当医師に手帳用診断書の作成を依頼してください。 2 診断書作成後、以下を参照に必要なものを持参してください 3 精神障がいを理由に年金を受給している方は、障害年金証書の写しで手続きできますので、以下を参照に必要なものを持参してください。

手 続 き の 種 類		写真	診断書	障害年金証書	手帳	マイナンバー
初めて交付申請をするとき		1枚	○(どちらか1つ)			○
再 交 付	更新するとき 障がいの程度が変わらないとき	※	○(どちらか1つ)		○	○
	手帳を紛失したとき	1枚				○
変 更	住所が変わったとき				○	○
	氏名が変わったとき				○	○
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○	○
<p>1 写真 たて4cm×よこ3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの</p> <p>2 診断書 所定の精神障害者保健福祉手帳用(提出先に備え付け)で、医師が作成したものの(診断書は記載されてから3ヶ月以内のものに限る)</p> <p>3 マイナンバー 通知カードまたはマイナンバーカード</p> <p>4 市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳と写真を持参して、居住地の変更届を提出してください。</p> <p>5 等級に変更がなければ、持っている手帳で2回まで更新できます。</p> <p>※ 更新の際、障がいの程度が変わったときは、写真が必要となります。</p>						

3 手帳の交付を受けた方へのサービスや制度

障害者手帳の交付を受けた方が利用できるサービスや制度の一覧です。

これらのサービスや制度の対象者や手続きなどについては、10ページから16ページまで記載しています。 ※手帳の等級等によっては対象とならない場合もあります。

	サ ー ビ ス ・ 制 度	身体障害者 手 帳	療 育 手 帳		精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	
			A	B	1級	2・3級
①	自動車税 環境性能割・種別割の減免	○※	○	×	○	×
②	旅客鉄道株式会社運賃の割引	○	○		×	
③	国内航空旅客運賃の割引	○	○		○	
④	路線バス運賃の割引	○	○		○	
⑤	タクシー運賃の割引	○	○		△	
⑥	有料道路通行料金の割引	○	○		×	
⑦	NHK放送受信料の減免	○	○		○	
⑧	郵便等による不在者投票	1～3級	×		×	
⑨	所得税及び住民税の控除	○	○		○	
⑩	福祉医療制度(マル福制度)	○※	○	×	×	
⑪	携帯電話基本使用料の割引	○	○		○	

～第1種障がい者・第2種障がい者とは～

『第1種障がい者・第2種障がい者』とは、公共料金を割引する際の等級のようなものです。身体障害者手帳・療育手帳の『旅客鉄道株式会社旅客運賃減額』欄に記載されています。身体障害者手帳はその障害区分・等級によって分けられていますが、療育手帳はAが第1種、Bが第2種と決まっています。

問い合わせ先：各地域局市民サービス課もしくは本庁舎4階社会福祉課

① 自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車環境性能割の減免

ア) 対象者

	障がい区分	本人が運転する場合※1	家族が運転する場合※2	
身体障害者手帳保持者	視覚	1級～4級		
	聴覚	2級及び3級		
	平衡機能	3級		
	音声機能	3級	なし	
	上肢	1級及び2級		
	下肢	1級～6級	1級～3級	
	体幹	1級～3級及び5級		
	心臓	1級及び3級		
	腎臓			
	呼吸器			
	小腸			
		ぼうこう又は直腸	1級、3級及び4級	1級及び3級
		免疫	1級～3級	
		肝臓	1級～3級	
療育	知的障がい	療育手帳に「A」と記載されている方		
精神	精神障がい	精神障害者保健福祉手帳に「1級」と記載されている方		

※1・・・障がい者本人が運転すること。

※2・・・障がい者の通学・通院・通所などのために、その障がい者と生計を同一にする方（原則として家族）が運転すること。

イ) 対象車両

上記表に該当し、対象自動車が下記のとおりであれば対象となります。

- ・令和5年4月1日現在、障がい者本人名義の自動車(自動車税種別割の減免)
- ・令和5年4月1日以降、障がい者本人名義で取得する自動車(自動車税環境性能割の減免)
 - * 身体障がい者が18歳未満の場合は自動車の所有者が同居家族でも可。
 - * 知的・精神障がい者は、年齢に関係なく自動車の所有者が同居家族でも可。
 - * ローン購入等により所有権を留保されている自動車の場合は、「車の使用者」欄でも受けられます。
 - * 自動車車検証に「事業用」と記載されている自動車は対象外となります。

ウ) 手続き方法

・家族の方が運転する場合、オ)の必要書類を持って各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口へ行き、生計同一証明書の交付を受けてください。生計同一証明書の発行については、一定の条件があります。(軽自動車税の減免を受ける場合、生計同一証明書の提出は不要です)

・交付を受けたら、エ)の手続き場所へ行き、減免の申請を行ってください。障がい者本人が運転する場合は、直接エ)の手続き場所へ行き減免申請を行ってください。

エ) 手続き場所

普通自動車税種別割減免申請 → 総合県税事務所平鹿支所(平鹿地域振興局)

普通自動車税環境性能割減免申請 → 東北運輸局秋田運輸支局

軽自動車税種別割減免申請 → 財務部税務課または各地域局市民サービス課

軽自動車税環境性能割減免申請 → 横手地区自家用自動車協会

オ) 必要書類

・減免申請書

普通自動車 → 総合県税事務所平鹿支所

軽自動車 → 財務部税務課または各地域局市民サービス課備え付け

・障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)

・運転免許証

・自動車車検証又は自動車届出済証

・マイナンバーカード または 通知カード

カ) その他

減免を受けられる自動車は障がい者1名について1台のみ(全額免除)です。

自動車税については令和5年4月1日から納期限までに、軽自動車税は、納期限前7日までに申請してください。※年度途中で手帳の交付を受けた方は、次年度からの申請となります。自動車税環境性能割については登録手続きを行う際に一緒に申請してください。(納税してしまいますと減免を受けることができなくなります。ご注意ください。)

② 旅客鉄道株式会社運賃の割引

ア) 対象者 身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護者

区 分	取り扱い区間	割引乗車券の種類
第1種身体障がい者	全 線	普通乗車券、定期乗車券、急行券
	片道100Km 以上	普通乗車券
第2種身体障がい者	片道100Km 以上	普通乗車券
12歳未満の第2種障がい者とその介護者		介護者の定期乗車券

イ) 手続き方法 乗車券購入の際、手帳を提示してください。(運賃5割引)

③ 国内航空旅客運賃の割引

ア) 対象者 満12歳以上の手帳(身体、療育、精神)保持者とその介護者

対 象 者	割 引 適 用 者	割 引 率
身体障害者手帳所持者	本人及び介護者(1名)	航空会社または路線によって異なります。
知的障害者手帳所持者		
精神障害者手帳所持者		

※路線、介護者に係る割引率等、航空会社によって異なりますので、詳しくは航空会社へお問い合わせください。

④ 路線バス運賃の割引

ア) 対象者

身体障害者手帳・療育手帳所持者(第1種障がい者) 本人及びその介護者1名

身体障害者手帳・療育手帳所持者(第2種障がい者) 本人のみ

精神障害者保健福祉手帳保持者 本人のみ

イ) 利用方法

本人→バス降車の際、手帳を提示する(50%割引)

介護者→バス降車の際、手帳を提示する(50%割引)

※特別な手続きは不要です。手帳をそのままご提示ください。



※定期券や高速バス等の割引制度はバス会社により異なります。事前に確認のうえご利用ください。

⑤ タクシー運賃の割引

【1】タクシー料金割引

ア) 対象者

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者

※精神保健福祉手帳所持の方も対象になる場合があります。

利用するタクシー会社へお問合せください。

イ) 内容

タクシー料金がメーター表示の10%割引になります。

ウ) 利用方法

降車時に、身体障害者手帳または療育手帳を提示して下さい。

【2】タクシー券の交付

ア) 対象者

身体障害者手帳所持者(3級以上の者)、療育手帳所持者(A判定の者)

精神障害者保健福祉手帳所持者(1級の者)

イ) 手続き場所

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口

ウ) 必要書類

印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

エ) 利用方法

乗車の際に利用券を提示していただくことで、『基本料金』(700円)分を減額します。

(1ヶ月あたり2枚・年最多24枚まで交付)

【3】人工透析患者通院交通費の助成

ア) 対象者

身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が3級以上で週2回以上、人工透析による治療のために医療機関に通院している者

イ) 手続き方法

印鑑、通帳を持参のうえ身体障害者手帳及び更生医療受給者証等を添えて、人工透析患者通院交通費の交付を各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口申請

ウ) 利用方法

通院交通費の助成は1ヶ月あたり『基本料金』(700円)×2回分銀行口座に支給
年4回(7・10・1・4月)、3か月分を支給

○非課税の場合(令和4年4月1日時点)

タクシー利用券は1ヶ月につき4枚・年最多48枚まで交付

通院交通費の助成は1ヶ月『基本料金』(700円)×4回分を支給

※身体障害者等タクシー券と交通費支給のどちらかを選択することになります。

⑥ 有料道路通行料金の割引 ※割引を受けるには、事前に手続きが必要です。

ア) 対象者

障がい者本人の運転 → すべての身体障がい者

障がい者本人以外の方の運転(障がい者本人が同乗) → 身体障害者手帳・療育手帳第1種障がい者

イ) 割引金額

通常料金の半額

ウ) 手続き場所

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口

※ETCレーンを利用する場合は高速道路会社ホームページからオンライン申請ができます。

オンライン申請の方法はホームページをご参照ください。(<https://ww.expressway-discount.jp>)

エ) 対象自動車

【自動車を事前登録する場合】

・手帳所持者本人又は親族等が所有するもの(注1)

・本人又は親族が自動車を所有しない場合は、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方(1種のみ)

※事前登録する場合でも登録されていない自動車割引を受けることは可能ですが、その場合は一般レーンでの取り扱いとなります。

【自動車を事前登録しない場合】※令和5年3月27日から事前登録しない方法も認められるようになりました。

・親族や知人等の所有する自動車(注1)、レンタカー、車検時の代車

・タクシー、福祉有償運送車両(1種のみ)

※事前登録しない場合でも手続きは必要です。

(注1)自動車車検証等の所有者は個人名義(本人または親族等)の者に限る。ただし、

ローン購入による場合は使用欄が本人または親族等となっているものは対象となります。

オ)対象車種

乗用自動車:自動車検査証等の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの(軽自動車も対象)

貨物自動車:自動車検査証等の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置された乗用定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量500kg以下のもの

特種用途自動車:自動車検査証等の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送者、またはキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの

二輪自動車:総排気量が125ccを超えるもの

※手帳所持者一人につき1台のみ申請できます。

※事業用の自動車・会社名義の自動車は除きます。

カ)必要書類

・身体障害者手帳または療育手帳

・自動車車検証または軽自動車届出済証

※電子車検証の場合、ICタグの情報を申請者(代理人)の方のスマートフォン等の電子機器で読み取って窓口でご呈示いただくか、電子車検証と同時に交付される「自動車車検証記録事項」をお持ちください。なお、スマートフォン等での読み取りには、「車検証閲覧アプリ」のインストールが必要です。

・運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ) ※「変更」「更新」の場合は不要です

【以下は、ETCを利用する場合必要】

・ETCカード(障がい者本人名義のもの)

※ただし障がい者が18歳未満の場合は、保護者名義のカードで可

・ETC車載器セットアップ申込書・証明書

⑦ NHK放送受信料の減免

ア) 対象者

全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳所持者がいる世帯で、世帯構成員全員市民税非課税の場合 ・ 療育手帳所持者がいる世帯で、世帯構成員全員市民税非課税の場合 ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、世帯構成員全員市民税非課税の場合
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受信契約者が視覚障がいまたは聴覚障がい身体障害者手帳を所持する世帯主の方の場合 ・ 受信契約者が重度(身障1～2級)の身体障がい者、重度(療育A)の知的障がい者、重度(精神1級)の精神障がい者で世帯主の方の場合

イ) 手続き方法

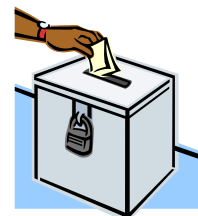
エ)の必要書類をもってウ)の手続き場所で免除申請をする。

ウ) 手続き場所

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口

エ) 必要書類

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳・印鑑



⑧ 郵便等による不在者投票

ア) 対象者

障 がい 区 分	等 級
両下肢、体幹、移動機能障がい	1級及び2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
免疫、肝臓の障がい	1級から3級

ただし、上記表に該当しなくても、上記表の障がいと同程度である旨の秋田県知事の証明書の交付を受けると対象になる場合があります。

イ) 手続き方法

1. 選挙管理委員会に郵便等投票証明の交付申請し、交付を受ける。
2. 選挙管理委員会に郵便等投票証明書を提示し投票用紙の請求をする。
3. 自宅等において投票を行い、選挙管理委員会に郵送する。

⑨ 所得税及び住民税の控除

ア) 対象者

納 税 義 務 者	所 得 税 控 除	住 民 税 控 除
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の1～2級をお持ちの方 ・ 療育手帳Aをお持ちの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方 	40万円	30万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の3～6級をお持ちの方 ・ 療育手帳Bをお持ちの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の2～3級をお持ちの方 	27万円	26万円

イ) 手続き方法

- ・ 年末調整時に各事業所に提示する。
- ・ 申告する際に手帳を提示する。

財務部税務課、各地域局市民サービス課市民生活係またはお近くの税務署に確認してください。

⑩ 福祉医療制度(マル福制度)

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

ア) 対象者

身体障害者手帳1級から3級または療育手帳Aをお持ちの方

身体障害者手帳4級から6級をお持ちの65歳以上の方

【65歳以上で身体障害者手帳4～6級を持っている方(本人・配偶者・扶養義務者について所得制限があります。)社会保険加入者本人は対象外です。】

イ) 手続き場所

各地域局市民サービス課市民生活係もしくは本庁舎1階国保市民課

ウ) 必要書類

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受ける際に必要な書類をご連絡しますのでご持参ください。 ●健康保険証 ●身体障害者手帳または療育手帳 など

⑪ 携帯電話基本使用料の割引

各携帯電話会社では、障がい者に対する基本使用料金等の割引サービスを行っています。

対象者や割引の内容については、各携帯電話会社で異なりますので、加入している最寄りの携帯電話各社へお問い合わせください。

4 障がい者手当等(各種手当等は、申請し、認定されなければ支給されません)

① 障害基礎年金

国民年金に加入中、初診日(満65歳未満)から1年6ヶ月を経過した日において法に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし、初診日において保険料の納付期間が加入年月の3分の2以上でなければ支給されません。なお、初診日に20歳未満であった方は、20歳に達したときにおいて法に定める障がいの状態にあるときは支給されます。

年金の額	1級:993,750円【年額】 2級:795,000円【年額】
支給方法	2, 4, 6, 8, 10, 12月の年6回支給
窓口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階国保市民課

② 特別児童扶養手当

身体や精神に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者の方に支給されます。

	対 象 者	支 給 月 額	支 給 方 法
1級	身体障害者手帳1～2級の方、療育手帳Aの方、または同程度の障がいのある方	53,700円	年3回 4・8・11月に保護者の銀行口座へ支給
2級	身体障害者手帳3～4級の方、療育手帳Bの一部の方、同程度の障がいのある方	35,760円	
支給制限	①児童が障がいを事由とする公的年金を受給している方 ②児童福祉施設等に入所している方 ③前年の所得が一定以上の方		
窓口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎4階子育て支援課		
必要書類	手帳、住民票(世帯全員)、戸籍謄本、診断書、保護者名義の預金通帳、マイナンバーカード		

③ 特別障害者手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。

対 象 者	支 給 月 額	支 給 方 法
在宅で身体または精神の障がい重複している等により特別な介護を必要とする方	27,980円	年4回 2・5・8・11月に本人の銀行口座に支給
支給制限	① 長期に入院(3ヶ月)している方 ② 施設入所している方 ③ 本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定以上の方	
窓口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口	
必要書類	手帳、印鑑、診断書、住民票(世帯全員・続柄記載)、年金振込通帳、本人名義の通帳、本人・配偶者及び扶養義務者の所得証明書、マイナンバーカードまたは通知カード	

④ 障害児福祉手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に支給されます。

対 象 者	支 給 月 額	支 給 方 法
身体障害者手帳1級または2級程度の方 特別児童扶養手当1級程度の方 同程度の精神障がいのある方	15, 220円	年4回 2・5・8・11月に 本人の口座に支給
支 給 制 限	① 児童が障がいを事由とする公的年金を受給している方 ② 施設に入所している方 ③ 本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上の方	
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口	
必 要 書 類	手帳、診断書、住民票(世帯全員・続柄記載)、本人名義の通帳、扶養義務者の所得証明書、マイナンバーカードまたは通知カード	

⑤ 障害者扶養共済制度

心身障がい児(者)の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛け金を納入し、保護者に万一のことがあった場合に残された心身障がい児(者)に終身年金を支給する制度です。

対 象 者	①知的障がい者 ②身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級に該当する方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
加 入 資 格	対象者を保護する者であって、特別な疾病または障がい無く、生命保険契約の対象となる健康状態の65歳未満の方
掛 け 金	加入時の年齢により異なります
年 金 額	1口 20, 000円
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	加入等申込書・・・平鹿地域振興局(電話 45-6137)へご連絡のうえ、事前にお取り寄せください。 手帳、対象者・保護者の住民票、申し込み者告知書、障がい証明書または障がい診断書

⑥ 重度心身障害児養育手当

対 象 者	次のいずれかに該当する18歳未満の児童と同居し、現に監護し、かつ生計を維持している方 ① 身体障害者手帳2級以上の障がい児 ② 知的障がい者で常に介護を必要とすると市長が認めた者
支 給 額	月額5,000円(9月・3月支給)
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	身体障害者手帳または療育手帳、住民票(世帯全員・続柄記載)、保護者名義の預金通帳

⑦ 児童扶養手当(障がい児関係分)

対 象	・父または母に一定の障がい者がある場合、18歳まで(18歳の誕生日後3月31日までを含む。また、児童に一定の障がいのある場合は20歳未満)の児童を養育している父または母に支給されます。
支 給 額	対象となる児童が一人の場合 月額44,130円～10,410円 児童2人目には 月額10,410円～5,210円加算 児童3人目以降には 月額6,240円～3,130円加算(1人につき) 所得制限により一部支給の場合は、所得に応じて決定されます。
支 給 制 限	・請求者や配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えている場合 ・児童が父または母に支給される公的年金を受けている場合
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎4階子育て支援課
手 続 き に 必 要 な 書 類	父または母の年金証書等、戸籍謄本、預金通帳、年金手帳、身体障害者手帳または診断書、マイナンバーカード



5 障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

障害者総合支援法のサービスには、「自立支援給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「地域生活支援事業」があります。（介護保険の対象となる方は、介護保険サービスを優先的にご利用いただくことになります。）

また、児童福祉法のサービスには、「障害児通所給付」があります。

自立支援給付

障害児通所給付

※詳細はP21～をご覧ください。

障がい種別（身体・知的・精神・難病）にかかわらず、障がい者（児）の自立支援を目的に提供し、自立支援給付（介護給付・訓練等給付・相談支援給付）と障害児通所給付があります。

自立支援医療

※詳細はP25～をご覧ください。

医療費の一部を公費で負担します。更生医療・精神通院医療・育成医療があります。

補装具費の支給

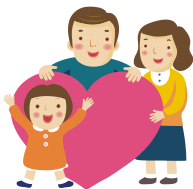
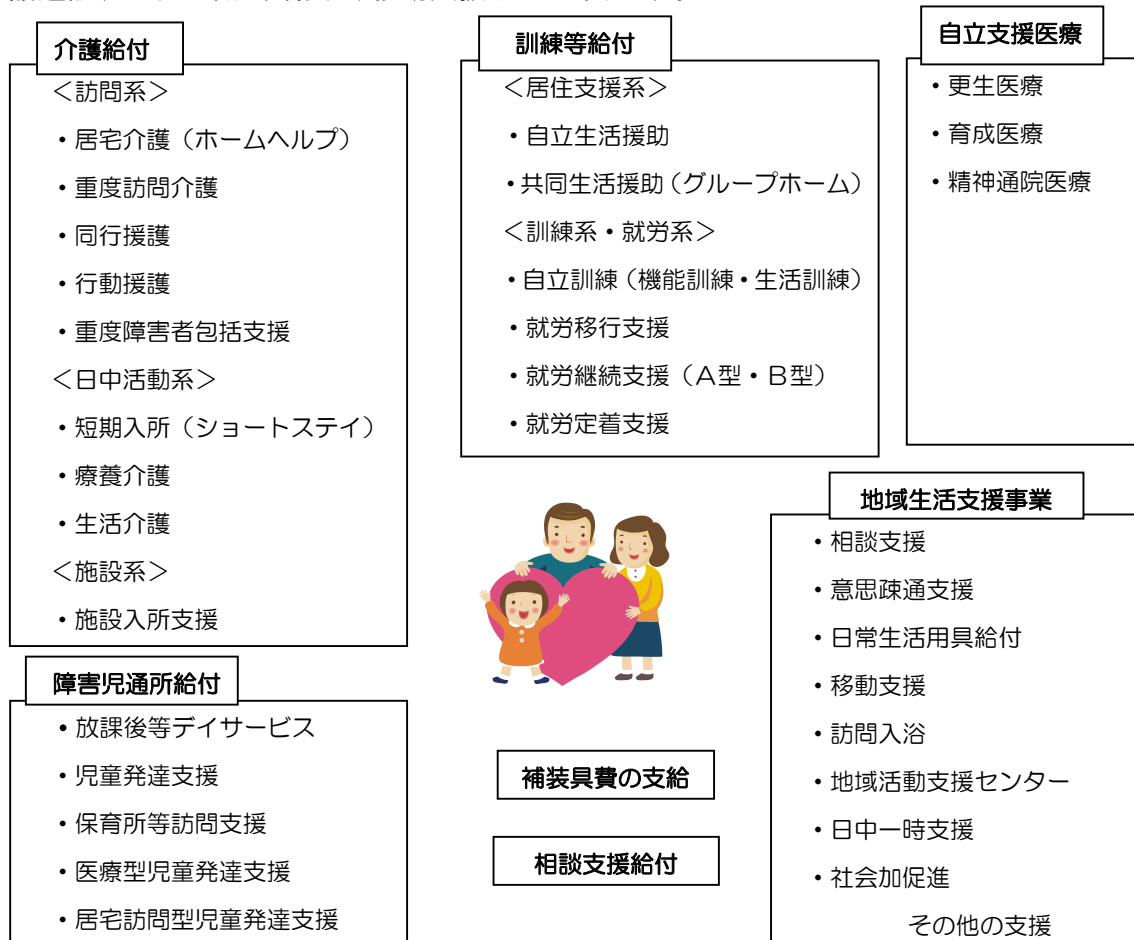
※詳細はP26～をご覧ください。

必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

地域生活支援事業

※詳細はP28～をご覧ください。

市や県が地域の实情に応じて障がい者の地域生活を支援するための事業で、相談支援、手話通訳、日常生活用具給付、移動支援などがあります。



(1) 自立支援給付

介護給付

○障がい程度が一定以上の人に生活上または療育上の必要な介護を行います。
実施事業所については、P36～ご覧ください。

サービス	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 （障害支援区分1以上の方）
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 （障害支援区分4以上で一定条件に該当する方）
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有するときに、外出時に同行し、移動に必要な支援を行います。（障害支援区分2以上で一定条件に該当する方）
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険回避をするため必要な支援、外出支援を行います。（障害支援区分3以上で一定条件に該当する方）
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 （障害支援区分6で一定条件に該当）
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入所、排せつ、食事の介護等を行います。 （障害支援区分1以上の方）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。（障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者）
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動または生産活動の機会を提供します。（障害支援区分3以上の方または50歳以上で障害支援区分2以上の方）
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行います。（障害支援区分4以上の方または50歳以上で障害支援区分3以上の方）

訓練等給付

○身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

実施事業所については、P38～ご覧ください。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業で就労が困難な人に働く場の提供をすると共に、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応等の支援を行います。
共同生活援助 (外部サービス利用型)	夜間や休日、共同生活を行う居住で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活援助 (介護サービス包括型)	夜間や休日、共同生活を行う居住で入浴、排せつ、食事の介護を行います。(障害支援区分2以上の方)

障害児通所給付

○障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や必要な訓練等を行います。

実施事業所については、P41～ご覧ください。

児童発達支援	就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学後の障がい児に授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し集団生活に適応するための専門的な支援やその他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

サービス利用までの流れ

① 相談

各相談支援事業所等に障害福祉サービスの利用についての相談をします。

② 申請

各地域局市民サービス課もしくは本庁舎4階社会福祉課で障害福祉サービスの利用が必要な場合は利用申請をします。(相談支援事業所による代行申請も可能です。)

申 請 先	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎4階社会福祉課
必 要 書 類	手帳、障害者年金等の振込み通知書の写し、マイナンバーカード

③ 調査

障がい者または障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについて80項目の調査を行います。

④ 審査・判定

調査の結果及び医師の意見書をもとに、市審査会で審査・判定が行われ(介護給付のみ)、どれくらいのサービスが必要な状態か(障害支援区分)が決められます。

(障害支援区分とは)障がい者の心身の状況等により区分1から区分6までの認定がおこなわれます。

⑤ 決定・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望などをもとに、サービス支給量などが決定され『障害福祉サービス受給証』が交付されます。

⑥ 事業所と契約

決定された『障害福祉サービス受給者証』を計画相談支援事業所に提示します。

サービス利用に関して、相談支援事業者から『サービス等利用計画』の作成やサービス利用の斡旋・調整を受けることができます。

サービスを利用する事業所を選択し、サービス利用に関する契約を行います。

⑦ サービスの利用開始

『障害福祉サービス受給証』を提示してサービスを利用します。

(2) 介護給付・訓練等給付・障害児通所給付の利用者負担

① 利用者負担の月額上限額

原則として、利用者はサービス費用の1割を負担(定率負担)します。食費等一部自己負担となる方もいます。

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負 担 上 限 額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得 1	市民税非課税世帯で障がい者又は障がい児の保護者の収入が80万円以下の方	0円
低 所 得 2	市民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	0円
一 般	市民税課税世帯の方	37,200円

② 月額上限額の軽減

通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、申請により次のとおり月額上限額が軽減されます。

○通所施設(事業)・ホームヘルプ利用をする場合、軽減の申請をすることにより負担上限月額額の軽減対象になります。

[障がい者の場合]

区 分	月 額 負 担 上 限 額
低 所 得 1	0円
低 所 得 2	0円
市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
市町村民税課税世帯 (所得割16万円以上)	37,200円

[障がい児の場合]

区 分	月 額 負 担 上 限 額
低 所 得 1	0円
低 所 得 2	0円 (通所施設のみ、若しくは通所施設と短期入所利用の場合1,500円)
市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円以上)	37,200円

③ 個別減免

入所施設(20歳以上)や共同生活援助(外部サービス利用型・介護サービス包括型)を利用する場合、低所得1、2の世帯であれば個別減免(月額上限額の減免)が行われます。

66, 667円を超えない収入については、定率負担ゼロになります。

④ 食費や光熱水費の実費負担の軽減

○入所施設を利用している人の食費や光熱水費を軽減するため補足給付を支給

・20歳未満の入所者の場合

保護者が地域で子どもを養育するため通常要する程度の負担になるよう補足給付を支給します。

・20歳以上の入所者の場合

生活保護、低所得1、低所得2、一般(市民税所得割16万円未満)の区分の人を対象として食費に係る人件費相当分が支給されます。(利用者は食材料費のみを負担)

⑤ 高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給(償還払い方式)されます。

⑥ 新高額福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません)の平成30年4月1日以降の利用者負担額が償還されます。

(3) 自立支援医療

① 更生医療

障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

対 象 者	身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、関節形成術、心臓手術、人工透析などを受ける方 ※対象疾病については主治医または社会福祉課へご相談ください。
費 用	医療費の1割が原則として自己負担になります。ただし、利用者の負担が多くならないように所得状況に応じて負担する上限額を設定しています。
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、医学的意見書、対象者が加入している健康保険証の写し(加入者全員分)、年金振込通知書の写し(受給している場合)、マイナンバーカードまたは通知カード

② 精神通院医療

精神障がい者の通院医療にかかる医療費を公費で負担します。

対 象 者	精神障がいにより通院医療を受けている方
費 用	医療費の1割が原則として自己負担になります。ただし、利用者の負担が多くならないように所得状況に応じて負担する上限額を設定しています。
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、診断書、対象者が加入している健康保険証の写し(加入者全員分)、年金振込通知書の写し(受給している場合)、マイナンバーカードまたは通知カード ※更新手続きは3ヶ月前からできます。

③ 育成医療

身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対し、その医療費を公費で負担します。

対 象 者	18歳未満で、次の疾病に該当する児童 肢体不自由、視覚、聴覚、音声機能言語、じん臓、肝臓、心臓、その他内臓疾患 ※対象疾病については主治医または社会福祉課へご相談ください。
費 用	医療費の1割が原則として自己負担になります。ただし、利用者の負担が多くならないように所得状況に応じて負担する上限額を設定しています。
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、自立支援(育成医療)意見書、対象者が加入している健康保険証の写し(加入者全員分)、マイナンバーカードまたは通知カード

(4) 補装具費の支給

身体障がい者(児)の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするために、必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

必ず、購入または修理する前に申請してください。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方、難病(※)の方 ただし、障がい者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、対象になりません。 ※障害者総合支援法施行令に規定する366疾病
費 用	費用の1割が原則として自己負担になります(月額上限額37,200円)。ただし、市民税非課税世帯の方は無料です。
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、医学的意見書、処方箋(視覚障害者安全つえ、義眼、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえは除く)、見積書、マイナンバーカードまたは通知カード

補装具の種類

障がい名	補装具の種類
視 覚 障 が い	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 が い	補聴器
肢 体 不 自 由	義肢(義手・義足)、装具(上肢・下肢・体幹・靴型)、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(一本つえは除く)
肢体不自由(児童のみ)	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
心臓・呼吸器機能障がい	車椅子、電動車椅子
肢体不自由かつ音声言語	重度障害者意思伝達装置

- * 心臓・呼吸器機能障がいの方については、日常生活上、歩行等に制限がある方に限ります。
- * 車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえについては、介護保険法による福祉用具の貸与が優先します。

(5)補装具の借受け

平成30年4月から借受けについても補装具費の支給対象となりました。

補装具は、身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう制作されたものを基本としていくことから、「購入」を原則としています。「借受け」は借受けることが適当であるとされる次の場合に限られます。

- ・身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ・障がいの進行により、短期間の利用が想定される場合
- ・補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

借受けの対象種目

- ① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置
- ③ 歩行器
- ④ 座位保持椅子

(6)難聴児補聴器給付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

必ず購入または修理する前に申請してください。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市内に住所を有する満18歳未満の児童であること。 ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童であること。 <p style="text-align: center;">ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満であっても対象とすることができます。</p>
-------	--

	<p>・補聴器の装用により、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した児童であること。</p> <p>ただし、障がい者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合及び生活保護世帯は対象になりません。</p>
費用	費用の3分の1が原則として自己負担になります
窓口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必要書類	医師の意見書、見積書
種類	軽度・中度等難聴用ポケット型、軽度・中度等難聴用耳かけ型、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型、耳あな型(レディメイド)、耳あな型(オーダーメイド)、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型

6. 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

対象者	障がいのある方、障がいのある方の保護者 障がいのある方の介護を行う方
費用	無 料
相談窓口	<p>・横手市役所 市民福祉部 社会福祉課 障がい福祉係 電話 0182-35-2132</p> <p>・各地域局市民サービス課</p> <p>・障がい者基幹相談支援センター (社会医療法人 興生会 地域生活支援センターのぞみ 内) 電話 0182-35-5781 FAX 0182-35-5782 e-mail kikan-nozomi@kohseikai.com</p>

② 意思疎通支援事業

聴覚などの障がいがあるため、意思疎通に支障がある方へ、病院などに行くときに手話通訳者等の派遣を行います。

対象者	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある方
費用	無 料
窓口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
手続き	手帳
利用方法	社会福祉課障がい福祉係へ派遣申請書を記入のうえ郵送又は FAX 送信してください。

③ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて、日常生活用具を給付または貸与します。**必ず、購入または貸与される前に申請してください。**

対象者	下記表を参照
給付・貸与種目	ただし、障がい者本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は対象になりません。
費用	費用の1割が原則として自己負担になります(月額上限額37,200円)。ただし、市民税非課税世帯の方は無料です。
窓口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必要書類	手帳、見積書

○日常生活用具給付品目

種別	種目	対象者
介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む)及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし原則として3歳以上の者
	特殊尿器	下肢又は身体障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)ただし、原則として学齢児以上の者
	入浴担架	下肢又は身体障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介護を要する者。ただし、原則として3歳以上の者
	体位交換機	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者
	便器	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)。ただし原則として学齢児以上の者
	T字状・棒状のつえ	平衡機能は下肢もしくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし原則としては学齢児以上の者
	移動・移乗支援用具	平衡機能は下肢もしくは体幹機能障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、ただし原則として3歳以上の者

	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の障害知的障害者(児)もしくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力で排便後の処理が困難な者。ただし原則として学齢児以上の者
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚障害(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯
在宅療養等 支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者
	ネブライザー	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者
	電気たん吸引機	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)
	盲人用体温計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢時以上の者
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢時以上の者
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	呼吸器3級以上又は同程度の身体障害者(診断書等により必要と認められる者)であって、呼吸管理上必要と認められる者
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発生・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児)
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重複障害を有する(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)身体障害者であって、必要と認められる者

	点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則として学齢児以上
	点字タイプライター	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が認められる者
	視覚障害用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として、学齢児以上の者
	視覚障害者用活字読み上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として、学齢児以上の者
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし原則として、学齢児以上の者
	盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として、学齢児以上の者
	聴覚障害者用通信装置	視覚障害者又は発声、発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要ともみとめられる聴覚障害(児)等とする。ただし、原則として、学齢児以上の者
	聴覚障害者用情報受診装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚視覚障害者等であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含み)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	点字図書	情報の入手を点字によっている視覚障害者
排泄管理 支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者
	紙おむつ	1 ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者 2 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便又は排尿機能障害の者 3 脳原性運動機能障害又は脳性麻痺等により四肢機能若しくは体幹機能障害を有する意思表示困難な身体障害者(身障2級以上かつ療育A)
	収尿器	高度の排尿機能障害
住宅改修費	居室生活動作補助用具	P33 7住宅整備 ①住宅改修費給付事業をご覧ください。

注1. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする

注2. 障がい部位が複数に渡る場合でも、それぞれの障がい程度の等級によるものとする。

④ 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業(地域生活支援事業外)

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。**必ず、購入される前に申請してください。**

対象者	下記表を参照
給付・貸与種目	ただし、扶養義務者の市民税が一定額以上の場合は対象になりません。
費用	市民税の課税状況によって異なります。
窓口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必要書類	印鑑、見積書、医師の診断書(意見書)、用具の分かるもののコピー(カタログ等)、所得税額が分かるもの

○小児慢性特定疾病児日常生活用具給付品目

種目	対象者	性能
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用できるもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。
		ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
		イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を交換させるのに容易に使用できるもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの
クールベスト	体温調節が著しく困難な者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの (1年分給付)
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの

⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

対 象 者	障がいのある方で外出時(通勤、営業活動等の経済活動にかかわる外出、通年かつ長期にわたる外出及び通院にかかわる外出等は除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る)に移動の支援が必要と認めた方)
費 用	基準単価の1割が自己負担となります。(市民税非課税世帯は無料)
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳
利 用 で き る 事 業 所	横手市社会福祉協議会、ニチイケアセンターますだ、ケアステーションひだまりの郷

⑥ 訪問入浴事業

身体に障がいがある方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

対 象 者	自宅での入浴が困難な方 (介護保険サービス受給者の場合は、介護保険給付を優先します)
費 用	1回 1,260円～1,304円 ※市民税非課税世帯の方は無料です。
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、医師の診断書(社会福祉協議会を利用する場合のみ)
利 用 で き る 事 業 所	横手市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所 アースサポート横手、アヴェクトワ、虹の街

⑦ 日中一時支援事業(障がい児者デイサービス事業)

障がいのある方に日中における生活の場を提供します。

対 象 者	障がいのある方で日中一時的に見守りが必要な方
費 用	基準単価の1割が自己負担となります。ただし、市民税非課税世帯は無料です。
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳
利 用 で き る 事 業 所	阿桜園、大和更生園、十文字福祉センター、ひまわり社、ブリエ十文字、太陽の園、そら、やまばと園、ひばりの園、かわ舟の里角間川、後三年鴻声の里、サンワーク六郷、拠点センターあいなび、若竹学園

○日中一時支援事業(障がい児者デイサービス事業)利用単価

サービスの種類	提供単位	区分1	区分2	区分3	
身体障がい者	身体介護中心	4時間未満	2,300円	2,570円	2,830円
		4～6時間	3,850円	4,270円	4,730円
		6時間以上	5,020円	5,570円	6,130円
	創作活動中心	4時間未満	460円	670円	880円
		4～6時間	770円	1,110円	1,450円
		6時間以上	1,010円	1,440円	1,910円
知的障がい者・児童	4時間未満	1,600円	1,910円	2,200円	
	4～6時間	2,680円	3,180円	3,690円	
	6時間以上	3,480円	4,130円	4,810円	

※ 食事提供加算:420円・入浴加算:400円・送迎加算(片道・車両送迎):150円

※ 重症心身障がい児については、身体障がい者区分3の単価を適用する。

⑧ 自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車操作訓練を終了するに要した費用を1人1回まで助成します。**必ず運転免許証交付を受けてから6ヶ月以内に申請してください。**

対 象 者	身体障害者手帳1種の交付を受けている肢体や聴覚に障がいのある方または療育手帳の交付を受けた方
助 成 額	自動車操作訓練を終了するに要した費用を10万円まで助成します。
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、教習実績、免許証の写し、採用通知の写し

⑨ 自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要した費用を助成します。**必ず改造する前に申請してください。 ※所得制限あり**

対 象 者	身体障害者手帳1種の交付を受けている肢体に障がいのある方
助 成 額	操作装置・駆動装置の直接改造に要した費用を経費の3分の2(上限10万円)を得た額を助成します。(過去5年以内に助成を受けていない者)
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、免許証の写し、自動車車検証、改造費用の見積書、改造前後の写真

7 住宅整備

① 住宅改修費給付事業

重度身体障がい者の日常生活を容易にするため、住宅改修費を支給します。

必ず改修される前に申請してください。

対 象 者	下肢、体幹または運動機能(移動機能障がいに限る)に障がいがあり、障がいの程度が1～3級である方。ただし、介護保険の対象となる方は、介護保険の住宅改修を優先的にご利用いただくこととなります。
内 容	手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のため床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便所への便座の取替え等の修理を行う場合
給 付 費	20万円を限度として給付します。 (利用者負担:給付費の1割、非課税世帯は無料です)
窓 口	各地域局市民サービス課もしくは本庁舎1階福祉総合窓口
必 要 書 類	手帳、年金振込通知書の写し、改修見積書、改修図面、改修前後の写真

8 障がい福祉サービス事業者一覧（横手市内及び周辺の一部）令和6年1月1日現在

(1) 計画相談支援事業

計画相談支援事業所

事業所名称	住 所	電話番号
阿桜園 相談支援事業所	横手市赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085
地域生活支援センターのぞみ	横手市平和町3番 30号よねやMGビル1F	0182-35-5781
ひまわり社	横手市横山町3-12	0182-23-9310
ケアサポートたんせ	横手市杉沢字鶴谷地106-2	0182-33-2551
障がい福祉センターぷらん	横手市婦気大堤字婦気前235番地6	0182-23-5861
相談支援事業所 あいなび	横手市梅の木町8-5	0182-23-6281
相談支援事業所 なでしこ	横手市大森町字大森47番地	0182-23-6505
相談支援事業所 ももの花	横手市増田町増田字上川原18番地1	0182-23-5440

(2) 自立支援給付事業

【介護給付】

居宅介護・重度訪問介護

事業所名称	住 所	電話番号
横手市社会福祉協議会 居宅介護事業所	横手市卸町5-10 卸町ビル2階	0182-33-8671
ニチイケアセンターますだ	横手市増田町増田字月山西29-13	0182-55-1919
株式会社 虹の街 横手営業所 (居宅介護のみ)	横手市三本柳字寺田135-3	0182-23-5371
ニチイケアセンターよこて	横手市婦気大堤字婦気前 251-4	0182-35-1772
あいあいヘルパーステーション	横手市横手町大関越172番地	0182-23-6558

居宅介護・重度訪問介護

事業所名称	住 所	電話番号
(共生型事業所) クランピア横手	横手市安田字八王寺108番地3	0182-23-7881

同行援護

事業所名称	住 所	電話番号
ニチイケアセンターますだ	横手市増田町増田字月山西29-13	0182-55-1919

行動援護

事業所名称	住 所	電話番号
美郷町介護事業所	美郷町土崎字上野乙6-1	0187-87-6128

短期入所

事業所名称	住 所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3661
ショートステイ月に咲く花 ～耀け十文字～	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-42-5577
ショートステイブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
ショートステイ清川の里	横手市清川町13-16	0182-32-2848
イオ・ヴィータ赤坂	横手市赤坂字後野35-4	0182-23-8139

療養介護

事業所名称	住 所	電話番号
独立行政法人国立病院機構 あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002
秋田県立医療療育センター	秋田市南ヶ丘一丁目1番2号	018-826-2401

生活介護

事業所名称	住 所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3661
ひまわり社	横手市横山町3-12	0182-23-9310
太陽の園	横手市赤坂字仁坂105-1	0182-36-6600
そら	横手市三本柳字寺田131-1	0182-38-8156
ウッディいのおか	横手市猪岡字中猪岡154番地	0182-38-8434
ユー・ホップハウス	横手市大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3950
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300

生活介護

事業所名称	住 所	電話番号
(基準該当事業所) 横手市社会福祉協議会 十文字福祉センター指定通所介護事業所	横手市十文字町梨木字御休ノ上29	0182-55-2211
(基準該当事業所) 横手市社会福祉協議会 雄風荘指定通所介護事業所	横手市雄物川町今宿字末館47番地2	0182-22-3400
(基準該当事業所) デイスパ清川の里	横手市駅前町7-17	0182-23-8445

施設入所支援

事業所名称	住 所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂105	0182-32-6085
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地66	0182-52-3661

【訓練等給付】

自立訓練(機能訓練)

事業所名称	住 所	電話番号
障害者支援施設ひだまり	秋田市東通仲町4-1	018-884-1400

自立訓練(生活訓練)

事業所名称	住 所	電話番号
生活訓練施設のぞみ	横手市上内町4-33	0182-32-6726
生活訓練施設やまぶき	横手市根岸町6-43	0182-33-8700
サンワーク・ネット横手	横手市梅の木町8-5	0182-23-8418

自立訓練(宿泊型生活訓練)

事業所名称	住 所	電話番号
生活訓練施設のぞみ	横手市上内町4番33号	0182-32-6726
生活訓練施設やまぶき	横手市根岸町6-43	0182-33-8700

就労移行支援

事業所名称	住 所	電話番号
就労支援センター「グリーン」	横手市羽黒町3-7	0182-36-6171
サンワーク・ネット横手	横手市梅の木町8-5	0182-23-8418

就労継続支援(A型)

事業所名称	住 所	電話番号
イノベイト	横手市平鹿町浅舞字八幡小路235	0182-38-8603
ジョイワーク横手	横手市雄物川町南形字下大巻55	0182-23-6663
みらいワーク	横手市大屋新町字中野422-1	0182-23-7722

就労継続支援(B型)

事業所名称	住 所	電話番号
ひまわり社	横手市横山町3-12	0182-23-9310
太陽の園	横手市赤坂字仁坂105-1	0182-36-6600
就労支援センター「グリーン」	横手市羽黒町3-7	0182-36-6171
ハート・かまくら	横手市安田字ブンナ沢44-1	0182-32-5773
そら	横手市三本柳字寺田131-1	0182-38-8156
ウッディいのおか	横手市猪岡字中猪岡154	0182-38-8434
ルピナス	横手市十文字町字栄町17-2	0182-23-5840
ユー・ホップハウス	横手市大雄字八柏谷地66	0182-52-3950
イオ・グランデ条里	横手市条里三丁目2-55	0182-23-7980
アカシア	横手市十文字町字大道東15-18	0182-23-7360
就労支援はる風	横手市大森町字菅生田 245-227	0182-23-5405
フレッシュワーク	横手市十文字町腕越字山道端90-1	0182-42-4620

共同生活援助(介護サービス包括型)

事業所名称	住 所	電話番号
阿桜園 希望 I・II	横手市安田字堂山217-1	0182-33-6651
すまいる	横手市赤坂字仁坂105-21	0182-33-8880
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
イオ・ヴィータ赤坂	横手市赤坂字後野35-4	0182-23-8139

共同生活援助(外部サービス利用型)

事業所名称	住 所	電話番号
グループホームつばさ(みずほ)	横手市杉沢字谷地中345	0182-23-5820
グループホームつばさ(へいわ)	横手市平和町5-50	0182-33-9919
グループホームつばさ(たんぽぽ)	横手市大水戸町8-3	0182-36-5305
グループホームつばさ(ねぎし)	横手市根岸町7-33	0182-33-0610
グループホームつばさ(はぐろ)	横手市羽黒町5-32	0182-33-0555
かまくら新生会	横手市安田字ブンナ沢44-4	0182-32-5773
やがしわ	横手市大雄字八柏下村6	0182-52-3110
かみたむら	横手市大雄上田村東169	0182-52-3661
グループホーム横手	横手市梅の木町8-5	0182-23-8418

【障害児通所給付】**児童発達支援**

事業所名称	住 所	電話番号
モモの家	横手市横山町1-1	0182-33-7777
阿桜園	横手市赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-23-6300
放課後等デイサービス キッズスポーツ	横手市婦気大堤字婦気前 269-1	0182-23-6576
みらいずジュニア 横手	横手市朝倉町3-45	0182-23-7808

放課後等デイサービス

事業所名称	住 所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085
さくらっこ	横手市横手町字四ノ口51	0182-32-6085 (阿桜園 代表)
イオ平和	横手市平和町11-5	0182-23-6585
イオ平鹿	横手市平鹿町中吉田字竹原 84-1	0182-23-7492
放課後等デイサービス キッズスポーツ	横手市婦気大堤字婦気前269-1	0182-23-6576
放課後等デイサービス キッズスポーツ Fine!	横手市婦気大堤字婦気前274-1	0182-23-7577
みらいずジュニア 横手	横手市朝倉町3-45	0182-23-7808

※秋田県内の事業所一覧については、秋田県のホームページをご覧ください。

アドレス：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/18864>

(3)地域生活支援事業

移動支援事業

事業所名称	住 所	電話番号
横手市社会福祉協議会	横手市卸町5-10 卸町ビル2階	0182-33-8668
ニチイケアセンターますだ	横手市増田町増田字月山西29-13	0182-55-1919
ケアステーションひだまりの郷	美郷町野中字宮崎58-1	0187-73-6359

訪問入浴事業

事業所名称	住 所	電話番号
横手市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	横手市卸町5-10 卸町ビル2階	0182-33-8668
アースサポート横手	横手市前郷二番町8-33	0182-33-0050
オレンジ訪問入浴事業所	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-42-5577
虹の街	横手市三本柳字寺田 135-3	0182-23-5371

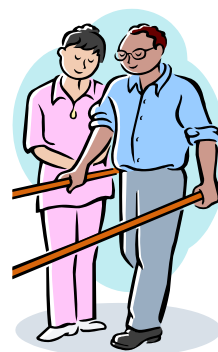
日中一時支援事業

事業所名称	住 所	電話番号
阿桜園	横手市赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085
太陽の園	横手市赤坂字仁坂105-1	0182-36-6600
横手市社会福祉協議会 十文字福祉センター 十文字福祉センター指定通所介護事業所内	横手市十文字町梨木字御休ノ上29	0182-55-2211
ひまわり社	横手市横山町3-12	0182-23-9310
大和更生園	横手市大雄字八柏谷地66	0182-52-3661
そら	横手市三本柳字寺田131-1	0182-38-8156
ブリエ十文字	横手市十文字町梨木字羽場下 10-115	0182-42-5577
やまばと園	湯沢市三梨町字飯田ニツ森43	0183-42-2141
サンワーク六郷	美郷町野中字下村55-2	0187-84-0747
後三年鴻声の里	美郷町飯詰字東西法寺258	0187-83-2035
かわ舟の里角間川	大仙市角間川町字町頭98	0187-65-3676

ひばり野園	羽後町足田字七窪27-1	0183-62-2345
-------	--------------	--------------

(4) 就業・生活支援事業

事業所名称	住 所	電話番号
ネット横手障害者就業・ 生活支援センター	横手市梅の木町8-5	0182-23-6281
秋田県南障害者就業・ 生活支援センター	大仙市戸巻町2-68	0187-88-8713
湯沢雄勝障害者就業・ 生活支援センター	湯沢市字両神15-1	0183-55-8650





障がいのある人もない人も互いに支えあい
協働しすべての市民の笑顔が輝くまち よこて